

福岡県医師会第 138 号（地）
平成 30 年 4 月 12 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、本年 4 月 1 日から創設される介護医療院については医療提供施設として位置付けること等の医療法改正もなされております。

今般、療養病床等に係る経過措置等についての社会保障審議会医療部会等における議論を踏まえ、医療法施行規則等の一部を改正し 4 月 1 日より施行する旨、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

改正の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(人員配置基準の経過措置)

- ・平成 24 年 3 月 31 日までに介護医療院を含む介護老人保健施設等に転換するとして届け出た病床や療養病床として届け出た病床については、平成 30 年 6 月 30 日までの間に再び都道府県知事に届け出たものに限り、平成 36 年 3 月 31 日までの間の経過措置等を設けること

(医師の宿直規定)

- ・病院から介護医療院等への転換促進を図る目的から、医師の宿直義務の例外規定を改正すること（緩和・明確化）

(既存病床数の算定)

- ・療養病床の転換を行った場合には、その入所定員数は平成 36 年 3 月 31 日まで療養病床に係る既存病床数として算定すること

(病院又は診療所から転換する場合の介護医療院の名称)

- ・一部転換（外来機能のみを残す場合も含む）の場合は、一定の制約の下、病院や診療所等の「病院等に類する文字」を引き続き用いることができること
- ・全部転換の場合も、同様に「病院等に類する文字」を用いることができるが、法令や予算事業に基づく呼称や、診療科名や疾患名等の患者を誤認させる文字を用いないこと

以上

日医発第 12 号(地 2)(介 2)
平成 30 年 4 月 3 日

都道府県医師会長殿

公益社団法人 日本医師会長

横 倉 義 武

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）」の文書が発出されるとともに、本職に対しても了知方依頼がありました。

介護医療院については、『「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）』の送付について」を平成 29 年 6 月 13 日付(介 36)の文書をもって貴会にご案内している通り、医療提供施設として位置付けること等の医療法改正もなされております。

本件は、これに伴い、療養病床等に係る経過措置等についての社会保障審議会医療部会等における議論を踏まえ、医療法施行規則等の一部を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行することについて、周知を依頼するものです。改正の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関等に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

記

（人員配置基準の経過措置）

- ・平成 24 年 3 月 31 日までに介護医療院を含む介護老人保健施設等に転換するとして届け出た病床や療養病床として届け出た病床については、平成 30 年 6 月 30 日までの間に再び都道府県知事に届け出たものに限り、平成 36 年 3 月 31 日までの間の経過措置等を設けること

（医師の宿直規定）

- ・ 病院から介護医療院等への転換促進を図る目的から、医師の宿直義務の例外規定を改正すること（緩和・明確化）

（既存病床数の算定）

- ・ 療養病床の転換を行った場合には、その入所定員数は平成36年3月31日まで療養病床に係る既存病床数として算定すること

（病院又は診療所から転換する場合の介護医療院の名称）

- ・ 一部転換（外来機能のみを残す場合も含む）の場合は、一定の制約の下、病院や診療所等の「病院等に類する文字」を引き続き用いることができること
- ・ 全部転換の場合も、同様に「病院等に類する文字」を用いることができるが、法令や予算事業に基づく呼称や、診療科名や疾患名等の患者を誤認させる文字を用いないこと

以上

医政発0322第15号
平成30年3月22日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について

標記について、別紙のとおり各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あてに通知しましたので、ご了知方よろしくお願いいたします。

医政発 0322 第 13 号
平成 30 年 3 月 22 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）

平素より、医療行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 6 月 2 日付けで公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号。以下「地域包括ケア強化法」という。）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の一部が改正されたところです。

これに伴い、療養病床等に係る経過措置等についての社会保障審議会医療部会等における議論を踏まえ、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」（平成 30 年厚生労働省令第 30 号。以下「平成 30 年改正省令」という。）により、下記のとおり、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）等の一部を改正することとしました。

平成 30 年改正省令については、平成 30 年 3 月 22 日に公布され、同年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の概要

(1) 転換病床に係る経過措置の延長等

医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 33 号。以下「平成 24 年改正省令」という。）により、病院の開設者が、平成 24 年 3 月 31 日までに、当該病院の精神病床又は療養病床について、介護老人保

健施設等に転換するとして都道府県知事に届け出た病床（以下「転換病床」という。）に関し、平成 30 年 3 月 31 日まで廊下の幅並びに医師、看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置に係る経過措置が講じられているが、当該転換病床について、平成 30 年 6 月 30 日までの間に、転換を行おうとする旨を再び開設地の都道府県知事に届け出たものに限り、当該転換が完了するまでの間（平成 36 年 3 月 31 日までの間に限る。）は下記のとおり取り扱うこと。

① 転換病床に係る病室に隣接する廊下の幅を、内法による測定で 1.2 メートル、両側に居室のある場合を 1.6 メートルとする措置を延長すること。（規則附則第 51 条の 2 の規定により読み替えられた規則附則第 51 条関係）

② 転換病床における入院患者の数に応じた医師の人員配置について、現行の 48 : 1 を 96 : 1 に緩和する措置を延長すること。（規則附則第 52 条の 2 の規定により読み替えられた規則附則第 52 条関係）

③ 転換病床における入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置について、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準（※）として看護師及び准看護師の配置を 9 : 1、看護補助者の配置を 9 : 2 に緩和する措置を延長すること。

なお、転換病床を有する病院における療養病床（転換病床を除く。）における入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置について、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として看護師及び准看護師の配置を 6 : 1、看護補助者の配置を 6 : 1 に緩和する措置を延長すること。（規則附則第 52 条の 2 の規定により読み替えられた規則附則第 52 条関係）

（※） 条例の内容については、法第 21 条第 3 項の規定に基づき、当該基準に従う範囲内で定めること。（2）①から③までにおいて同じ。

（2）療養病床に係る経過措置の延長等

医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 8 号。以下「平成 13 年改正省令」という。）及び平成 24 年改正省令により、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成 24 年 6 月 30 日までに、当該病院又は診療所が一定の要件を満たすとして都道府県知事に届け出た病院又は診療所に関し、平成 30 年 3 月 31 日までは、療養病床における入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者（以下「看護師等」という。）の人員配置に係る経過措置が講じられているが、当該療養病床について、平

成 30 年 6 月 30 日までの間に、一定の要件を満たす病院又は診療所であることを再び開設地の都道府県知事に届け出たものに限り、平成 36 年 3 月 31 日までは下記のとおり取り扱うこと。

なお、病院に係る当該経過措置については基本的には終了するものの、転換に必要な準備期間を考慮し、転換が完了するまでの間（平成 36 年 3 月 31 日までの間に限る）延長することとし、診療所に係る当該経過措置については、診療所が地域で果たす役割を鑑み、6 年間延長することとする。

- ① 療養病床を有する病院であって、平成 30 年改正省令の施行の際現に、介護療養型医療施設（転換病床を有する病院を除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師等の員数が規則第 19 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数に満たない病院（以下「特定病院」という。）であることを再び開設地の都道府県知事に届け出た病院の療養病床における入院患者の数に応じた看護師等の人員配置について、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として看護師及び准看護師の配置を 6 : 1、看護補助者の配置を 6 : 1 に緩和する措置を延長すること。（規則附則第 53 条の 2 の規定により読み替えられた規則附則第 53 条関係）
- ② 療養病床を有する診療所であって、平成 30 年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が規則第 21 条の 2 第 2 項 1 号及び第 2 号に掲げる数に満たない診療所（以下「特定診療所Ⅰ」という。）であることを再び開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。以下（2）③において同じ。）に届け出た診療所の療養病床における入院患者の数に応じた看護師等の人員配置について、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として看護師及び准看護師の配置を 6 : 1、看護補助者の配置を 6 : 1 に緩和する措置を延長すること。（規則附則第 54 条の 2 の規定により読み替えられた規則附則第 54 条関係）
- ③ 療養病床を有する診療所であって、平成 30 年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成 13 年改正省令附則第 23 条第 2 号に掲げる数に満たない診療所（以下「特定診療所Ⅱ」という。）であることを再び開設地の都道府県知事に届け出た診療所の療養病床における入院患者の数に応じた看護師等の人員配置について、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として看護師等の配置を 3 : 1（そのうちの 1 人については、看護師又は准看護師）に緩和する措置を延長すること。

(規則附則第 55 条の 2 の規定により読み替えられた規則附則第 55 条関係)

(3) 医師の宿直義務の例外規定の改正

地域包括ケア強化法による改正後の法第 16 条の規定による医師の宿直義務の例外規定の趣旨は、病院が入院患者の急変時に適切な対応がとれるよう、迅速な診療体制確保を求めることを明確化するものであり、新たに創設される地域包括ケア強化法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）を併設する病院の医師が当該介護医療院等の入所者に対し、夜間・休日等の対応を行うことが可能となるよう宿直規定の見直しを行うことで、病院から介護医療院等への転換促進を図ることとしている。

具体的には、地域包括ケア強化法による改正後の法第 16 条に規定する「隣接した場所に待機する場合」及び平成 30 年改正省令による改正後の規則第 9 条の 15 の 2 に規定する「病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合」については、下記のとおり取り扱うこと。

① 隣接した場所に待機する場合

ア 「隣接した場所」の定義

隣接した場所とは、その場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合であり、次の（ア）又は（イ）いずれかの場所を指すこととする。

（ア） 同一敷地内にある施設（住居等）

（イ） 敷地外にあるが隣接した場所にある施設（医療機関に併設した老人保健施設等）

※公道等を挟んで隣接している場合も可とする。

イ 「待機する」の定義

待機するとは、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう、備えていることを指すこととする。

② ①に該当しない場合であっても速やかに診療が行える体制が確保されているものとして当該病院の所在地の都道府県知事が認める際の具体的な基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

- ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。
特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。
- エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。
当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。

なお、都道府県知事が認めた後に上記ア～エのいずれかの事項に変更があった場合は、再度都道府県知事の確認を要することとする。

(4) 既存病床数及び申請病床数の補正

平成 30 年度から始まる次期医療計画においては、基準病床数の算定に当たって、人口や入院受療率等から算定した地域の医療需要から、療養病床の入院患者が在宅移行する際の受け皿である在宅医療や介護施設等、病院及び診療所以外の施設等において対応可能となる数を減じることとしている。このため、算定された基準病床数は病院及び診療所の病床数を対象とし、介護老人保健施設等から提供される医療供給量を含めないものとなる。

これを踏まえ、地域包括ケア強化法により、法第 7 条の 2 第 5 項の規定を削除し、介護老人保健施設の入所定員数については、既存の療養病床の病床数とみなさないこととしたため、介護老人保健施設の入所定員数については既存の療養病床の病床数の算定には加えないこと。また、介護医療院の入所定員数についても既存の療養病床の病床数の算定には加えないこと。(規則第 30 条の 33 関係)

ただし、地域包括ケア強化法附則第 28 条の規定に基づき、病院又は診療所が療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合、当該転換に係る入所定員数については、平成 36 年 3 月 31 日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定すること。(規則附則第 48 条関係)

(5) 病院等から転換する介護医療院の名称に関する経過措置の創設

地域包括ケア強化法附則第 14 条により、病院又は診療所から介護医療院に転換する場合に、一定の要件を満たしている間は、法第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字（以下「病院等に類する文字」

という。)を引き続き用いることができるという名称に関する経過措置が講じられている。

具体的には、地域包括ケア強化法附則第 14 条に規定する「『介護医療院』という文字を使用すること」及び平成 30 年改正省令第 41 条に規定する「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこと」とし、病院又は診療所の病床の一部を転換して介護医療院を開設する場合（以下「一部転換の場合」とする。）と病院又は診療所を廃止して介護医療院を開設する場合（以下「全部転換の場合」とする。）に応じて、下記のとおり取り扱うこと。

① 一部転換の場合

次の要件を満たす場合は、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字を引き続き用いることができる。

○ 「介護医療院」という文字が使用されていること

例：〇〇病院介護医療院、介護医療院△△クリニック等

※ 実態に合わない名称の使用を認めることは適當ではないが、病院又は診療所が病床の一部を転換し、従前の病院又は診療所と介護医療院の両方が存在する場合については、患者に事実誤認を生じさせる可能性が低いと考えられることから、継続的に使用できる名称に当該文字を含めることを認めるものとする。

※ 上記の取扱いは外来機能のみを残す場合も含むものとする。

② 全部転換の場合

次のア及びイを満たす場合は、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字を引き続き用いることができる。

ア 「介護医療院」という文字が使用されていること

例：〇〇病院介護医療院、介護医療院△△クリニック 等

イ 当該介護医療院の名称中に地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこと。

- ・ 法令に基づき一定の医療を担う病院又は診療所については、当該法令の規定する病院又は診療所である旨を示す呼称は、継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。

例：特定機能病院、地域医療支援病院、臨床研究中核病院、救急病院、救急診療所、がん診療連携拠点病院 等

- ・ 予算事業に基づき一定の医療を担う病院又は診療所については、当該予算事業に基づく病院又は診療所である旨を示す呼称は、継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。

例：休日夜間急患センター、救急救命センター、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、総合周産期母子医療センター 等

- ・ その他患者に事実誤認を生じさせるおそれのある文字（診療科名又は疾患名等）を含む名称を有する病院又は診療所については、当該文字を継続的に使用できる名称に含めることを認めないものとする。

例：外科、循環器科、脳卒中、マタニティ、小児 等

（７） その他

医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）等の関係省令について、介護医療院が医療提供施設に位置付けられることに伴い所要の改正を行う。

2. 施行に当たっての留意点

（１） １．（１）及び（２）の適用対象について

規則附則第 51 条の 2 及び第 52 条の 2 の適用対象となるのは、平成 24 年 3 月 31 日までの間に転換を行おうとして開設者が都道府県知事に届出を行った病院であり、かつ平成 30 年 6 月 30 日までの間に再び都道府県知事に届出を行った病院に限られること。

また、規則附則第 53 条の 2、第 54 条の 2 及び第 55 条の 2 の適用対象となるのは、平成 24 年 6 月 30 日までの間に特定介護療養型医療施設、特定病院、特定診療所Ⅰ又は特定診療所Ⅱであることを開設者が都道府県知事等に届出を行った病院又は診療所であり、かつ平成 30 年 6 月 30 日までの間に再び都道府県知事等に届出を行った病院又は診療所に限られること。

（２） １．（１）及び（２）に関する届出について

上記の適用対象となっている病院又は診療所の開設者が、平成 30 年 6 月 30 日までの間に開設地の都道府県知事等に届け出る際の届出書類の様式例は別添 1 及び別添 2 のとおりであるので、各都道府県等における業務の参考にされたいこと。経過措置の適用に当たっては、平成 30 年 4 月 1 日時点における医療機関の状況で確認されたいこと。また、届出書類の作成の際に、看護師等の員数を確認した資料などは適宜当該医療機関において保管するよう指導されたいこと。なお、定期の立入検査等の場を活用し、経過措置が適切に運用されているか必要に応じて確認されたいこと。

（３） １．（２）に関する条例制定施行までの経過措置について

規則附則第 52 条、第 53 条、第 54 条及び第 55 条に規定されている都道府県が定める人員配置標準に係る条例が平成 30 年 3 月 31 日において、効力を

失う場合は、平成 30 年 4 月 1 日から一年を超えない範囲内において、当該都道府県が条例を制定施行するまでの間は従前の条例で定める基準を規則附則第 52 条の 2、第 53 条の 2、第 54 条の 2 及び第 55 条の 2 の規定によって、読み替えて適用されるそれぞれの規定に基づく条例で定める基準とみなすこと。

(4) 1. (4) に関する条例制定施行までの経過措置について

平成 30 年改正省令第 42 条の規定に基づき、療養病床の転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数については、平成 36 年 3 月 31 日までの間、療養病床に係る既存の病床の数としてみなすところ、地域包括ケア強化法附則第 28 条の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、平成 30 年改正省令第 42 条で定める基準を、当該都道府県が地域包括ケア強化法附則第 28 条の規定に基づき条例で定める基準とみなすこと。

(5) 転換病床における看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置の取扱いについて

平成 30 年改正省令の施行により、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき転換病床における入院患者の数に応じた看護師、准看護師及び看護補助者の人員配置に関する基準は、1. (1)③のとおりであるが、看護師及び准看護師について、転換病床を含めて病院全体としての配置標準を上回って配置している場合には、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 18 年 6 月 30 日付医政発第 0630015 号厚生労働省医政局長通知) 2. (2)における取扱いと同様、標準を超えた分の員数については、看護補助者の員数として算入して差し支えないこと。

(6) 医師の宿直義務の例外規定に係る経過措置及び手続きについて

施行日の前日において、改正法による改正前の法第 16 条の規定による都道府県知事の許可を得ていた場合については、施行日において地域包括ケア強化法による改正後の法第 16 条の規定により都道府県知事に認められたものとみなすこと。

平成 30 年改正省令の施行により、病院の管理者が、平成 30 年 4 月 1 日以降に開設地の都道府県知事に届け出る際の届出書類の様式例は別添 3 のとおりであるので、各都道府県における業務の参考にされたいこと。また、届出書類の作成の際に、病院の診療体制等を確認した資料などは適宜当該病院において保管するよう指導されたいこと。なお、定期の立入検査等の場を活用し、適切に運用されているか必要に応じて確認されたいこと。

さらに、平成 30 年改正省令の施行後に、必要に応じて各都道府県における運用について、厚生労働省として状況を確認することとしていること。

(7) 病院等から転換する介護医療院の名称に関する経過措置の適用対象について

平成 30 年改正省令第 41 条の適用対象となるのは、施行日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院等に類する文字を用いているものが、当該病院若しくは診療所を廃止して介護医療院を開設した場合又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設した場合に限られること。

(8) 病院等から転換する介護医療院の名称に関する表示について

① 一部転換の場合

介護医療院の名称を表示する際には「介護医療院」という文字を併記等した名称を使用することが望ましいものの、既存の介護老人保健施設等での取扱いを踏まえ、医療機関の一部を転換して、介護医療院を併設する場合（外来機能のみを残す場合も含む。）においては表示等により医療機関と介護医療院との区分を可能な限り明確にすることとし、その方法については、フロアマップ等の館内表示等でも足り、必ずしも看板等で名称を明示する必要はないものとする。

② 全部転換の場合

介護医療院の名称を表示する際には、一部転換の場合と異なり、従前の病院・診療所の機能はなくなることから、表示上虚偽の広告にならないよう配慮することが求められることとなること。（従前の病院や診療所の名称のままとすることは不適當。）

ただし、施行日前から広告していた医療機関名の看板の書き換え等については、可能な限り速やかに変更することが望ましいものの、次の新築又は大規模な改修等までの間、広告することが認められるものとする。

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所
開設者
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名〕
電話

病院病床転換届

次のとおり、病院の病床を転換する予定のため、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）附則第 51 条及び第 52 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

病院名称				
所在地				
開設許可年月日				
設置施設	名称			
	設置年月日			
	設置理由			
転換先施設	転換先名称			
	転換先所在地			
	転換予定年月日			
転換予定病床数	病床種別	設置施設病床数	他の病床数	病床数計
	療養病床	床	床	床
	精神病床	床	床	床

(注) この届出書には、次の書類を添付すること。

- 敷地の平面図
- 建物の平面図（設置施設に係る病室の部分を朱書で示すこと。）
- 各病室の概要（別記 1 に記載すること。）
- 転換予定年月日までの事業計画書（別記 2 に記載すること。）

(別記 1)

各病室の概要

1. 病室の状況

病床種別	病室番号	定 員 (人)	床面積 (㎡)

- (注) 1. 建物ごと、各階ごと、病床種別ごとに別葉とすること。
2. 「病床種別」欄には、「精神」、「療養」のいずれかを記入すること。
3. 「病室番号」欄には、平面図と合致するよう記入すること。
4. 床面積については、小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位までの数値を記入すること。

2. 病室数及び病床数の状況

病床種別	病室数		病床数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
療養病床	床	床	床	床
精神病床	床	床	床	床

(別記 2)

転換を行うまでの事業計画書

年月日	内 容	備 考

- (注) 1. 病床転換に係る設置施設から介護老人保健施設等への過程が明確となるように記入すること。
2. 転換予定年月日を明記すること。
3. 職員の状況についても記載すること。

平成 年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特 別 区 長

住所
開設者

氏名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名〕

電話

療養病床等に関する経過措置の適用に係る届出

標記について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）附則第 53 条、第 54 条又は第 55 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の根拠規定等について

届出の根拠規定	特定介護療養型医療施設への該当の有無	
	有り	無し

（注 1）「届出の根拠」の欄には、規則附則第 53 条、第 54 条又は第 55 条のうちから 1 つを選択して記入すること。

（注 2）「特定介護療養型医療施設」の内容については、規則附則第 53 条を参照されたいこと。

2. 看護師等の人員配置の状況について

	必要数	平成 30 年 4 月 1 日時点 における現員数
看護師数 及び准看護師数	名	名
看護補助者数	名	名

（注 1） 1. の「特定介護療養型医療施設」に該当する場合には、2. の記入は不要であること。

（注 2）「必要数」の欄には、経過措置が適用される前の員数の標準に基づき、平成 29 年度の入院患者の数及び外来患者の数の平均値を用いて算定される数を記入すること。

（注 3）「平成 30 年 4 月 1 日時点における現員数」の欄には、常勤換算後の数を記入すること。

(別添 3 : 様式例)

病院医師宿直免除申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

管理者 住所
氏名

印

医療法施行規則第 9 条の 15 の 2 の規定により病院に医師を宿直させないことについて次のとおり申請します。

病 院 の 名 称							
開 設 の 場 所							
電 話 番 号							
診 療 科 目							
病 床 数		一般	療養	精神	結核	感染症	合計
		床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由							
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制						
	連 絡 を 受 け る 医 師 の 場 所						
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有 ・ 無					

(注)「医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

(別添 3 : 様式例)

病院医師宿直免除申請書<記載例>

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

管理者 住所
氏名

印

医療法施行規則第9条の15の2の規定により病院に医師を宿直させないことについて次のとおり申請します。

病 院 の 名 称		当該申請を行う病院の名称を記載してください。					
開 設 の 場 所		当該申請を行う病院の所在地を記載してください。					
電 話 番 号		当該申請を行う病院の連絡先を記載してください。					
診 療 科 目		当該申請を行う病院の標ぼう診療科目を記載してください。					
病 床 数 (許可病床数を記載してください)		一般	療養	精神	結核	感染症	合計
		床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由		当該申請を行う病院において、医師を宿直させないことを申請する理由を分かりやすく記載してください。					
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制	医師についてはあらかじめ当番制を設け、患者に急変があった場合においても、夜勤の看護師が当番医師の携帯に連絡をとれる体制が確保されている等、「誰が」、「誰に」、「どのように」連絡をするかについて、分かりやすく記載してください。					
	連 絡 を 受 け る 医 師 の 場 所	病院から〇〇kmの医師住宅等、速やかに駆けつけることができる場所であることが分かるよう、記載してください。					
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有 ・ 無					

(注)「医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には客観的に当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

(医療法施行規則の一部改正)

第三条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
(削る) 第九条の十五の二 法第十六条の厚生労働省令で定める場合は、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合とする。 (既存病床数及び申請病床数の補正) 第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項及び次項において「命令等」という。)をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) (削る)	第二条の二 法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。 (新設) (既存病床数及び申請病床数の補正) 第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項及び次項において「命令等」という。)をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(医療法人の資産)

第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同法の規定による介護医療院をいう。以下同じ。）の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

（法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準）

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）及び当該区域に隣接した市町村（特別区を含む。）であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの（第四号において「隣接市町村」という。）に所在すること。

三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。

四 (略)

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の三 (略)

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照

四・五 (略)

2・3 (略)

(医療法人の資産)

第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。

（法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準）

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）及び当該区域に隣接した市町村（特別区を含む。）であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの（第四号において「隣接市町村」という。）に所在すること。

三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。

四 (略)

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の三 (略)

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照

表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産

二六（略）

（設立の認可の申請）

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一四（略）

五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

六十（略）

十一 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

（一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請）

第三十一条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数

二三（略）

表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二六（略）

（設立の認可の申請）

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一四（略）

五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

六十（略）

十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

（一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請）

第三十一条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数

二三（略）

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)

第三十一条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該管理者が管理する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地

三 (略)

2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。

(定款及び寄附行為の変更の認可)

第三十三条の二十五 (略)

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3・4 (略)

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 (三) (略)

四 開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)

第三十一条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

三 (略)

2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。

(定款及び寄附行為の変更の認可)

第三十三条の二十五 (略)

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3・4 (略)

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 (三) (略)

四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

五〇十 (略)

2 (略)

(地域医療連携推進法人の社員)

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

一 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人

二〇五 (略)

(大都市の特例)

第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合には、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで、第九条の十五の二、第二十三条、第四十八条の二、第五十条、第五十一条の二、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十四条の二並びに第五十五条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の二第二項及び第三項、第二十一条の四、第五十二条の二第二項、第五十三条の二第二項、第五十四条の二第二項並びに第五十五条の二第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十二条、第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十三条、第五十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十五条中「都道府県が」と

五〇十 (略)

2 (略)

(地域医療連携推進法人の社員)

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

一 医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人

二〇五 (略)

(大都市の特例)

第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合には、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで並びに第二十三条並びに附則第五十条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

あるのは「指定都市が」と読み替えるものとする。

附 則

第四十八条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行つた場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附 則

第四十八条 平成十二年四月一日以後に介護保険法第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（第三項において「平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）及び平成三年六月二十六日以後に介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八条第一項の規定によりその開設者が介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（第三項において「平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。）については、当分の間、第二条の二及び第三十条の三十三第一項第三号の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第八条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当分の間、第二条の二及び第三十条の三十三第一項第三号中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

3 第一項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百十九号）による改正後の第三十条の三十一第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した都道府県における平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用す

第四十八条の二 平成三十年三月三十一日において、地域包括ケアシ

テムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）第七条の規定による改正前の法第十六条ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けている病院の管理者は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第 号）の施行の日において、同令第三条の規定による改正後の第九条の十五の二の規定により、都道府県知事に認められたものとみなす。

第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び第五十二条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十

る。

4 第二項の規定にかかわらず、前項に規定する都道府県における第二項に規定する入所定員については、第一項の規定を準用する。

5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を都道府県において算定する日までの間に限り、第一項の規定にかかわらず、第二条の二及び第三十条の三十三第一項第三号中「入所定員に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

（新設）

第五十一条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十

、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び第五十二条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十一条の二 前条の規定を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第五十二条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。第五十四条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定によ

援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

（新設）

（新設）

第五十三条 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次条及び第五十五条において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正

る改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（第五十二条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条から第五十五条の二までにおいて「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下この条及び次条において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

第五十三条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二

前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（前条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条、次条及び附則第五十五条において「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下この条において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

（新設）

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二

十一條の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条から第五十五条の二までにおいて同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 （略）

第五十四条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの

十一條の二第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条において同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の二第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 （略）

（新設）

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が

開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

第五十五条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

（新設）

附則様式第一を次のように改める。



(医師法施行規則の一部改正)

第十一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 一・二 (略) 三 死亡の場所及びその種別（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」という。）で死亡したときは、その名称を含む。） 四十三 (略) 2 (略)	第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 一・二 (略) 三 死亡の場所及びその種別（病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」という。）で死亡したときは、その名称を含む。） 四十三 (略) 2 (略)

第二号書式を次のように改める。



第四号書式を次のように改める。



(歯科医師法施行規則の一部改正)

第十二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(死亡診断書の記載事項等) 第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 一・二 (略) 三 死亡の場所及びその種別(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム(以下「病院等」という。)で死亡したときは、その名称を含む。) 四十三 (略) 2 (略)	(死亡診断書の記載事項等) 第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 一・二 (略) 三 死亡の場所及びその種別(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム(以下「病院等」という。)で死亡したときは、その名称を含む。) 四十三 (略) 2 (略)

第二号書式を次のように改める。



第四号書式を次のように改める。



(歯科衛生士法施行規則の一部改正)

第二十二條 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
様式第五号を次のように改める。



(社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三十四条 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年厚生労働省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(事業損益の範囲) 第四十三条 事業損益は、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務をいう。以下同じ。）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。以下同じ。）及び収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動から生ずる収益又は費用とする。	(事業損益の範囲) 第四十三条 事業損益は、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設の業務をいう。以下同じ。）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。以下同じ。）及び収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動から生ずる収益又は費用とする。

(医療法人会計基準の一部改正)

第三十八条 医療法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(事業損益) 第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る業務をいう。）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。）、又は収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動（次条において「事業活動」という。）から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。	(事業損益) 第十九条 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設に係る業務をいう。）、附帯業務（医療法人が行う法第四十二条各号に掲げる業務をいう。）、又は収益業務（法第四十二条の二第一項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動（次条において「事業活動」という。）から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額を計上するものとする。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第四十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(看護サービス推進室及び看護職員確保対策官) 第十五条 (略) 2 3 (略) 4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)を行う。 (認知症施策推進室及び介護保険指導室) 第六十六条 (略) 2 認知症施策推進室は、介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 3 8 (略)	(看護サービス推進室及び看護職員確保対策官) 第十五条 (略) 2 3 (略) 4 看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)を行う。 (認知症施策推進室及び介護保険指導室) 第六十六条 (略) 2 認知症施策推進室は、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 3 8 (略)

（法附則第十四条の厚生労働省令で定める要件）

第四十一条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第十四条の厚生労働省令で定める要件は、病院又は診療所の病床数を減少させて介護医療院（地域包括ケア強化法第一条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下この条及び次条において同じ。）を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他の患者を誤認させるような文字を用いないこととする。

（法附則第二十八条の厚生労働省令で定める基準）

第四十二条 地域包括ケア強化法附則第二十八条の厚生労働省令で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、この省令の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設（介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下この条において同じ。）又は介護医療院の用に供することという。）を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの

間、療養病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第二十三条に規定する厚生労働省令で定めるもの等）

第四十三条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下「整備政令」という。）第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第十三条第一項ただし書の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十項に規定する施設入所支援（次項において「施設入所支援」という。）に係るものに限る。以下「支給決定」という。）を受けて指定障害者支援施設（同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次項及び次条において同じ。）に入

た年月日」と、「法第十三条第一項本文又は第二項」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）第九条の二第五項に規定する居宅療養管理指導については、旧施行規則第九条、第九条の二及び第百十八条第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行ってい

る事業所において行われる旧施行規則第二十二條の九第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導については、旧施行規則第二十二條の八、第二十二條の九及び第四百四十條の七第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（条例の制定に係る経過措置）

第四條 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域包括ケア強化法附則第二十八條の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、第四十二條に規定する基準は、当該都道府県が地域包括ケア強化法附則第二十八條の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（様式に関する経過措置）

第五條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則様式第 1 (附則第 56 条第 1 項関係)

移行計画認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第 10 条の 3 第 1 項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院名等

医療機関等の名称	所在地

3 現在の法人類型

() イ 出資額限度法人

() ロ 出資額限度法人以外の医療法人

医 師 届 出 票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 -		
	都 道 府 県		電 話
(2) 氏 名			市外局番 (-)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ)	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者	
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者	
	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者	
	介護医療院	12 介護医療院の開設者又は法人の代表者 13 介護医療院の勤務者	
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者	
(8) 主たる従事先 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (-)
所 在 地	〒 -		
	都 道 府 県	市 郡	区 町 村
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (-)
所 在 地	〒 -		
	都 道 府 県	市 郡	区 町 村
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤		
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他		
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

裏面へ続く

(13) 従事する診療科名等		(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。																
従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。		I			II			III			IV			V			主たる診療科名の番号 (1つ)	
		01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科		
		16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科		
		31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科								
		40 臨床研修医	41 全科															
V		42 その他 ()																
(14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格		医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。																
取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。		I			II													
		01 総合内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医		
		16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医	18 呼吸器専門医	19 循環器専門医	20 消化器専門医	21 腎臓専門医	22 肝臓専門医	23 神経内科専門医	24 糖尿病専門医	25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医	27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医			
		30 心療内科専門医	31 呼吸器外科専門医	32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医	34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医	37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透析専門医	40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医	43 漢方専門医	44 レーザー専門医		
		45 気管支鏡専門医	46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医	49 ベイシクリニック専門医	50 熱傷専門医	51 脳血管内治療専門医	52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生殖医療専門医	55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医					
		57 麻酔科標榜医																
(15) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等		大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。																
		国立				公立				私立・大学校・外国語学校・その他								
		01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学	
		17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学	
		33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学	41 鹿児島大学	42 琉球大学	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学	47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	
		49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学	51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学	55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学	59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学	63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学
		66 北里大学	67 愛知医科大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 近畿大学	71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学	75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学	79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他
(16) 本届出票の活用に対する確認		各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。																
(17) 備考		同意しない場合																

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏 名	1男 2女		生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日 （生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）	午前・午後 時 分
死亡したとき	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他			
	死亡したところ	番 地 番 号			
	（死亡したところの種別1～5） 施設 の 名 称	（ ）			
死 亡 の 原 因 ◆Ⅰ欄、Ⅱ欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆Ⅰ欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆Ⅰ欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は（エ）欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	Ⅰ	（ア）直接死因		発病（発症） 又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください （例：1年3ヵ月、5時間20分）	
		（イ）（ア）の原因			
		（ウ）（イ）の原因			
		（エ）（ウ）の原因			
	Ⅱ	直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等			
		手術	1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日
解剖	1無 2有	主要所見			
死 因 の 種 類	1 病死及び自然死				
	外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焰による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 }				
外 因 死 の 追 加 事 項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分		傷害が発生したところ	都道府県 市 区 町 村
	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他（ ）			
	手段及び状況				
生 後 1 年 未 満 で 病 死 し た 場 合 の 追 加 事 項	出生時体重	単胎・多胎の別 グラム 1単胎 2多胎（子中第 子）		妊娠週数	満 週
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日		前回までの妊娠の結果	出生児 人 死産児 胎 （妊娠満22週以後に限る）
	1無 2有	3不詳			
その他特に付言すべきことがら					
上記のとおり診断（検案）する 診断（検案）年月日 平成 年 月 日 本診断書（検案書）発行年月日 平成 年 月 日 番地 番 号 （氏名） 医師 印					

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
Ⅰ欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

Ⅰ欄及びⅡ欄に記した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等を行い、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 -		
	都 道 府 県		
ふ り が な			電 話
(2) 氏 名			市外局番 (- -)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 歯科医籍登録番号	第 号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種類別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～18のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ) 	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者	
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者	
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者	
	介護医療院	12 介護医療院の開設者又は法人の代表者 13 介護医療院の勤務者	
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者	
(8) 主たる従事先 (7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (- -)
所在地	〒 -		
	都 道 府 県	市 郡 区	町 村
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな			電 話
名 称			市外局番 (- -)
所在地	〒 -		
	都 道 府 県	市 郡 区	町 村
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他		
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

裏面へ続く

(13) 従 事 す る 診 療 科 名 等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。) 1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医 臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。 主たる診療科名の番号(1つ)
(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。 資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。 1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医
(15) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。
(16) 備 考	

提出期限 翌年1月15日

(13) 従事する診療科名等	(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)
従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医 臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。 主たる診療科名の番号(1つ)
(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。 1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医
(15) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 同意しない場合
(16) 備考	

提出期限 翌年1月15日

死亡診断書

この死亡診断書は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1男 2女		生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	午前・午後 時 分
死亡したとき	平成 年 月 日		午前・午後 時 分			
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他		番 地 番 号			
死亡の原因	I (ア)直接死因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(ウ)の原因 II 直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等		発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3ヵ月、5時間20分)		手術年月日 平成 昭和 年 月 日	
死因の種類	1病死及び自然死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焰による傷害 6窒息 7中毒 8その他 } その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12不詳の死		手術 1無 2有 { 部位及び主要所見 } 解剖 1無 2有 { 主要所見 }			
外因死の追加事項	傷害が発生したとき 平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところの種別 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		傷害が発生したところ		都道府県 市 区 町 村	
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状		単胎・多胎の別 1単胎 2多胎 (子中第 子) 3不詳		妊娠週数 満 週 前回の妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
その他特に付言すべきことがら						
上記のとおり診断する 診断年月日 平成 年 月 日 本診断書発行年月日 平成 年 月 日 病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は歯科医師の住所 (氏名) 歯科医師 番 号 印						

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、星の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別介護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型(例：急性)、病因(例：病原体名)、部位(例：胃噴門部がん)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に係る手術については、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

歯科衛生士業務従事者届

様式第五号（第九条関係）

氏 名		性 別		年 齢	歳
住 所					
歯科衛生士名簿登録	番 号				
	年 月 日				
業務に従事する場所	1 保健所、都道府県又は市区町村 （ア 保健所 イ 都道府県（アを除く。） ウ 市区町村（アを除く。）） 2 病院 3 診療所 4 介護保険施設等 （ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） エ 居宅介護支援事業所 オ その他） 5 歯科衛生士学校又は養成所 6 事業所 7 その他				
	所 在 地				
	名 称				
備 考					

- (注意) 1. 該当する不動文字又は数字を○で囲むこと。
2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
3. 平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたかを備考欄に明記すること。